

2025年3月5日

各位

Global X Japan 株式会社

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF (2848)

2. 変更の内容および変更理由

運用管理費用削減による運用成果の向上を投資家の皆さまに還元すると共に、中長期的な資産形成につなげていただきたいとの考えのもと、信託報酬率（税抜）の上限について、以下の通り変更いたします。

| 変 更 後 | 現 行 |
|--|---|
| イ. およびロ. の合計 イ. 年率 <u>0.088%</u> （税抜 <u>0.08%</u> ） <u>（税抜内訳）</u> <u>委託会社0.06%、受託会社0.02%</u> ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料の一部 | イ. およびロ. の合計 イ. 年率 <u>0.3025%</u> （税抜 <u>0.275%</u> ） <u>（税抜内訳）</u> <u>委託会社0.25%、受託会社0.025%</u> ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料の一部 |

3. 変更の日程

2025年3月18日まで 金融庁へ届出

2025年3月19日 変更日

・信託変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

GLOBAL X

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF

| 変更後 | 現行 |
|---|--|
| <p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の8以内の率を乗じて得た額 2. 第23条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式および不動産投資信託証券の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額 <p>②～③ (略)</p> | <p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の27.5以内の率を乗じて得た額 2. 第23条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式および不動産投資信託証券の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額 <p>②～③ (略)</p> |

以上

<お問い合わせ先>

Global X Japan 株式会社 GXJ_cs@globalxetfs.co.jp